

第 3 回  
十勝中央合併協議会  
会 議 録

平成 16 年 3 月 26 日

十勝中央合併協議会

# 第3回十勝中央合併協議会

## 議事日程

### 第3回十勝中央合併協議会

(平成16年3月26日 13時30分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第10号 新町建設計画小委員会の報告について	4分
日程第4	議案第10号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算	5分
日程第5	議案第11号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画について	7分
日程第6	議案第12号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算	9分
日程第7	協議第2号 新町の事務所の位置について(継続協議)	10分
日程第8	協議第3号 慣行の取扱いについて	13分
日程第9	協議第4号 地方税の取扱いについて(提案・説明)	13分
日程第10	協議第5号 条例・規則等の取扱いについて(提案・説明)	18分
日程第11	第4回協議会の開催期日について	19分
日程第12	閉会	19分

# 会 議 録

## 第3回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年3月26日
2. 招集の場所 更別村社会福祉センター大ホール
3. 開会 3月26日 13時30分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (32名)  
会長 幕別町 岡田和夫  
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一  
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 佐々木芳男 多田順一  
若原輝男 杉山勝彦 吉村学 宮本真由美  
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 鈴木英治  
林中建夫 徳尾進 西田勉 水口光浩 鈴木輝子  
忠類村 邊見敏夫 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫  
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)  
忠類村 杉坂達男
7. 幹事  
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志  
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏  
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会長  
幕別町 総務課長 菅好弘 税務課長 久保雅昭
9. 事務局  
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛  
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭  
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司  
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広
10. 報告  
報告第10号 新町建設計画小委員会の報告について
11. 議案  
議案第10号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算  
議案第11号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画について  
議案第12号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算

12. 協議

協議第2号 新町の事務所の位置について（継続協議）

協議第3号 慣行の取扱いについて

協議第4号 地方税の取扱いについて（提案・説明）

協議第5号 条例・規則等の取扱いについて（提案・説明）

13. 会議録署名委員の指名

幕別町 多田順一 若原輝男

14. 傍聴人 （16人）

# 議事の経過

(平成16年3月26日 13:30 開会)

## [ 開会 ]

議長(岡田和夫) 本日は年度末でご多用のところ、十勝中央合併協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは委員の半数以上のご出席を頂きましたので、規約第10条第1項の規定により、ただ今より第3回十勝中央合併協議会を開催致します。

お手元の議事日程に従い、進めてまいりたいというふうに思います。

## [ 会議録署名委員の指名 ]

議長(岡田和夫) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規則第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に幕別町の多田委員、若原委員を指名致します。

## [ 諸般の報告 ]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致します。

局長。

局長(金子隆司) 忠類村の杉坂達男委員から、欠席される旨のご連絡を頂いております。

以上でございます。

## [ 報告第10号 新町建設計画小委員会の報告について ]

議長(岡田和夫) それでは、続きまして日程第3、報告第10号「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長(齊藤順教) 座ったまま、失礼致します。

去る、2月27日に開催されました第2回の新町建設計画小委員会の会議の内容につきまして、私の方から報告させて頂きます。

1ページにございます議案に沿って報告させて頂きます。

新町建設計画小委員会の報告について、十勝中央合併協議会小委員会規程第9条に基づき、次のとおり報告をさせて頂きます。

1番目の開催日時、場所でございますが、2月27日午後1時30分から約2時間、場所は忠類村コミュニティセンター大ホールで開催されました。

2 番目の出席者ですが、18 名中 17 名が出席されました。

3 番目の会議内容でございますが、( 1 ) でございます「3 町村の既存の総合計画の比較」につきましては、資料説明でございますので、内容は添付してございませんが、小委員会の中で比較・検討致しました。

次に、( 2 ) の「3 町村の現状と課題」でございますが、これは、将来構想を描く上での参考資料として、専門部会、事務局、幹事会を経て提出されたものでありまして、基礎データと照らし合わせながら検討致しました。その中で、産業の動向については、単年度だけではなく、推移が分かるような資料を示すよう要望がありましたことから、次回の小委員会で配付することです承致しました。

最後に、( 3 ) の「新町将来構想の方向性」でございますが、3 町村の現状と課題を踏まえた上で、新町将来構想の方向性についての意見交換を行いました。提案する側の説明不足ということもありまして、将来構想のような大きな意味でのまちづくりに反映するための意見を引き出すことができませんでしたので、第 3 回の小委員会におきましては、資料の追加とともに、今の段階でどういう意見交換をするべきかということについても言及し、議論を深めたいと思います。

なお、参考のために住民アンケート調査の回収状況をお知らせ致します。

3 月 1 日をもって締め切らせて頂きました結果、幕別町が 886 通、43.1%、更別村が 262 通、45.1%、忠類村が 217 通、59.8%、町村別の記入がない物の 16 通で、合計 1,381 通、46%となりました。

当初の目標 50% は達成できませんでしたが、幕別町のような都市型の地域での回収率と致しましては、全国の事例から見ましても、大変高い数字であるということでもありますので、関心の高さを評価したいと思います。

現在、集計業務に入っているところでありますので、集計結果につきましては、次回の協議会において、お知らせできるかと思っております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

委員の皆さんからのご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第 10 号「新町建設計画小委員会の報告について」は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[ 議案第 10 号 平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算 ]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 4、議案第 10 号「平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」を議題と致します。

説明を求めます。

事務局長。

局長(金子隆司) 議案第10号「平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

1月に開催されました第1回協議会におきまして、総額1,500万4,000円の歳入歳出予算の決定を頂いたところでありますが、各目におきまして、それぞれ不用額が生じる見込みとなりましたことから、総額で402万3,000円の減額補正をするものであります。

まず、歳出予算につきまして申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費、117万2,000円の減であります。

主たる減額の要因は、9節旅費及び19節時間外勤務手当に関わる負担金の減であります。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費、217万5,000円の減額であります。

主たる減額は、1節報酬と9節旅費であります。このうち旅費につきましては、道外研修旅費を一人当たり13万円で見込んでおりましたが、9万円余りの経費で済みましたが、減額の大きな要因となったところであります。

2目調査研究費、2万5,000円の増額であります。

11節需用費につきましては、新町建設計画策定作業に際し、3町村を一体化した地図が必要となりましたことから、印刷製本費18万8,000円を増額補正させて頂くものであります。

また、12節役務費につきましては、住民アンケート調査の返信用郵便料を着払いにしたことによる減であります。

3目広報広聴費、70万1,000円の減額であります

協議会だよりの印刷経費であります。見積り合わせによります単価の減と発行ページ数の減によるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款負担金、1項負担金、1目負担金、392万3,000円の減であります。

負担金につきましては、本協議会規約第15条及び十勝中央合併協議会規約に関する協議書第4項の規定に基づきまして、広報経費は世帯数割、その他の経費は均等割となっておりますことから、各町村の内訳につきましては、補正後の歳出総額から補正後の補助金及び諸収入を控除した残額を、このルールに従いまして算出したものであります。

2款補助金、1項補助金、1目補助金、10万円の減額であります。

北海道地域政策補助金の補助対象経費となります。歳出の2款事業費の減に伴う減であります。

以上であります。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 質疑がありませんので、議案第 10 号「平成 15 年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 10 号については、原案のとおり決定されました。

[議案第 11 号 平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画について]

[議案第 12 号 平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 5、議案第 11 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画について」及び日程第 6、議案第 12 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」は、関連がございますので一括議題とし、その後、一括して質疑を頂いた後、順次、採決を致してまいりたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がございませんので、それでは、議案第 11 号及び議案第 12 号を一括して議題とします。

説明を求めます。

局長。

局長（金子隆司） 議案第 11 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画について」及び議案第 12 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをお開き下さい。

本事業計画に計上させて頂きました事業につきましては、平成 15 年度から継続して実施されているものでありますので、事業計画の様式につきましては、平成 15 年度と同様の整理をさせて頂いたところであります。

協議会の主たる事務と致しましては、表の 1 番左側にありますように、「会議開催予定」から「広報・広聴」まで五つに分けまして、それぞれの事務の実施予定を表したものであります。

まず、会議開催予定欄についてであります。協議会の開催時期につきましては、専門部会の進捗状況や協議会の協議状況に大きく左右されるところでありますので、予定というよりも、むしろ目標という意味合いで設定をさせて頂きましたので、あらかじめご了承頂きたいと存じます。



目標設定に当たりましては、北海道知事への合併申請を年度末まで、合併協定項目の協議終了を年内と致しまして、これに至りますまでの専門部会の進捗状況、協議会における1回当たりの協議項目数、さらには、住民説明会や各町村の議会日程等を考慮の上、4月から明年2月までの間に13回の開催を予定させて頂いたところであります。

なお、このうち10月及び11月につきましては、協議も大詰めを迎えますことから、月2回の開催が必要となるものと想定したところであります。

次に、2段目の新町建設計画の策定欄につきましては、小委員会において検討・審議を重ねて頂いた上で、6月に新町将来構想案、11月には新町建設計画案を協議会に報告して頂く予定としているところであります。

次に、3段目の合併協定項目の協議欄につきましては、1回の協議会に5項目程度の協定項目を提案・説明をさせて頂くこととしているところであります。

なお、1枚物で、「【参考】合併協定項目提案予定」という表を配付させて頂いておりますが、45項目あります合併協定項目の提案時期や小委員会の開催時期についての目安として頂きたく、配布をさせて頂いたものであります。

議案の3ページに戻ります。

4段目の、その他の協議欄につきましては、新町建設計画及び合併協定項目以外の協議事項について整理したものでありまして、6月に15年度歳入歳出決算の報告を予定しているところであります。

また、3月には、「次年度事業計画」及び「次年度予算」と記載してありますが、これは合併協議の終了後、合併期日までの間につきましては、決定された調整方針に基づく個々の事務事業一元化の調整結果など、報告案件に関わりません協議会の開催が想定されますことから、掲載させて頂いたところであります。

5段目の広報・広聴欄につきましては、ホームページや協議会だよりなどによります広報・広聴関係の事務を整理したものであります。

協議会だよりにつきましては、原則として協議会開催後に発行することとし、ホームページにつきましても、協議会及び各小委員会の議案、資料のほか、会議録を掲載し、住民の皆さまへの迅速なる情報提供に努めようとするものであります。

また、7月には新町将来構想ダイジェスト版、12月には新町建設計画ダイジェスト版を3町村全戸に配布をし、それぞれの月までに決定した合併協定項目の説明と合せて、住民説明会を開催する予定としているところであります。

なお、表の下段に小委員会、幹事会、専門部会、分科会の下部組織を載せておりますが、小委員会につきましては随時開催、幹事会、専門部会、分科会につきましては、必要に応じ随時開催することとしているところであります。

次に、議案第12号「平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き下さい。

最初に、歳出予算につきまして申し上げます。

歳出予算につきましては、総務費、事業費、予備費の3款からなっております。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費、予算額1,082万4,000円であります。

本目につきましては、事務局の運営経費であります。主たる経費は、9節旅費の日額旅費、19節負担金の職員時間外勤務手当、臨時職員賃金等であります。

なお、時間外勤務手当及び臨時職員賃金等につきましては、職員の身分を有する町村に対する負担金として支出をするものであります。

5ページをお開きください。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費、予算額689万9,000円あります。

本目につきましては、協議会の会議運営経費であります。

先ほどの事業計画で説明をさせて頂きましたように、会議の開催につきましては、協議会で13回、小委員会につきましては、3委員会で延べ23回の開催を見込んでおりまして、これに伴う所要の経費を計上させて頂いたところであります。

なお、14節使用料及び賃借料の録音機材リース料につきましては、小委員会の単独開催及び開催回数が増に対応するため、録音機材をリースするものであります。

2目調査研究費、予算額1,907万2,000円あります。

本目につきましては、合併に関する各種協議資料等の作成のほか、新町の発足に向けた準備作業に係る委託経費を計上させて頂いたものであります。

委託業務と致しましては、15年度からの継続となっている事務事業一元化、新町建設計画策定のほか、新たにコンピューターシステム統合作業の指針となる電算事業統合化計画策定と、新町発足時に必要となる条例制定のための例規作成など、4業務を予定しているところであります。

3目広報広聴費、予算額276万円あります。

本目につきましては、協議会だよりの発行経費であります。事業計画の中でもご説明を申し上げましたように、協議会の都度、発行を予定しているところであります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、予算額50万円あります。

次に、歳入予算について申し上げます。

4ページにお戻りください。

1款負担金、1項負担金、1目負担金、予算額2,595万3,000円あります。

負担金の内訳につきましては、15年度予算と同様、広報経費は世帯数割、その他の経費は均等割とし、歳出予算から補助金、繰越金及び諸収入を控除致しました残

額を、このルールに従い算出したものであります。

2 款補助金、1 項補助金、1 目補助金、予算額 1,410 万円であります。

北海道地域政策補助金の特定課題枠の交付を予定しているものであります。協議会開催経費、新町建設計画策定費など、合併の協議に要する経費や調査研究費などが補助対象となるものであります。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 1,000 円。15 年度決算に伴う余剰金の歳入先を設けたものであります。

4 款諸収入、1 項諸収入、1 目諸収入、予算額 1,000 円。預金利子を計上したものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、議案第 11 号並びに議案第 12 号について、一括して質疑をお受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 質疑がございませんので、議案第 11 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会事業計画について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 11 号は、原案のとおり決定されました。

議長（岡田和夫） 次に、議案第 12 号「平成 16 年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 12 号は、原案のとおり決定されました。

#### [協議第 2 号 新町の事務所の位置について（継続協議）]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 7、前回からの継続協議となっております協議第 2 号「新町の事務所の位置について」を議題と致します。

委員の皆さんのご意見をお伺い致します。

西田委員。

委員（西田勉） 西田でございます。

この前のですね、会議におきまして私の方からですね、異議というものを申し上げたわけですがけれども、その後ですね、こうやって継続協議にさせて頂いたわけですがけれども、この 1 カ月間ですね、私がですね、知識がないせいかもしれませぬけれども、別にですね、どこからも何の話もない、一切話がないのですね。

そして、1 カ月間経ちまして、ふつう物事というものは、話が合わないというこ

とになれば、当然、そこにはお互いに歩み寄りということで妥協するというのが、人の世界の常ではないかと、かように考えるのですけれども、今回のこの問題に關しましてはですね、会長さんの方にですね、提案者である以上はですね、歩み寄りということは無理だと。そうすればですね、異議を唱えた私にですね、1カ月間の猶予期間を与えるから、お前、頭を冷やして良く考えなさいという意味かなとしか判断できないわけですよ。

ですから、要するに私の頭を冷やすために1カ月間置いたのか、それとも別な意味であるのかですね、そこら辺を事務局の方からご説明願いたいと思います。

議長(岡田和夫) 前回の協議案として提案をさせて頂き、説明をさせて頂きました。西田委員さんから、この場での決着はなかなか難しいので、1カ月、いわゆる継続審議として、次回へというご提言、お話しがありました。また、それに対する賛同者もいらっしゃいましたことから、継続とさせて頂いたわけでありませう。

もちろん、その間、私どもの方で、これを新たな議案として提案するとか、議案を変えて提案するとか、修正するとかというようなことについては、全く考えておりませうので、何ら動きとしては、私の方から事務局にどうのこうのというようなこと、あるいは幹事会に差し戻してどうのこうのといったことは、全くしておりませう。

逆に、それぞれの立場の委員さんが、この1カ月間の中で新たな考え方、新たな意見というものがあれば、この協議会の中で、再度、また、お話しを頂ければということでありまして、会自体、あるいは事務局としての考えとしては、当初、提案させて頂いたものが変更するということではありませうので、私自身の方で、特に皆さんにお話ししたり、動いたという経緯はございませうので、一つご理解を頂ければというふうに思います。

委員(西田勉) ということはですね、たまたまですね、この問題につきましてですね、継続協議ということは初めてではないかと思うのですけれども、今後ですね、いろいろな難しい問題がですね、起きてくると思うのですよ。その場合においてもですね、提案者の方はですね、1回提案した以上は引っ込めない。そして、みんな1カ月間良く考えて、皆さんに考えて頂いてということに、これから常時おやりになるのですか。

それともですね、ケースバイケースでですね、その内容によりましてはですね、いろんな協議会で開いたりですね、皆さんとご相談したりというお考えはないのですか、あるのですか。

議長(岡田和夫) 当然のことながら、この協議会の最高の決議機関は、この協議会でありますから、この中において私どもが提案した議案、あるいは協議案等が、修正が必要だと、あるいは再度見直しが必要だと、そういうようなことが総意として出ましたら、私の立場では当然のことながら、事務局に、あるいは幹事会に、ある

いは小委員会に再度、修正なり見直しなり、あるいは差し戻しといったことは、その場によって、ケースバイケースによって、出てくるものであろうと。

必ずしも出したものが、すべて通らなければだめだというようなことにはならない。あくまでも、この場での皆さん方のご意見を頂く中で、私ども判断して、修正なり、あるいはもう一度協議をし直す、いろんなことは想定されるのだと思います。

決して、私どもが提案したものが、すべて引っ込めないで終わりだとか、そういうものではないというふうに、これは私も理解しておりますし、おそらく委員の皆さん方もそうであろうというふうに思っておりますので、今後、あくまでも、ケースバイケースによって、それぞれの議案、慎重に対応してまいりたいというふうに思っています。

委員（西田勉） 一応ですね、こういう新しい町というものをですね、皆さんで力を合わせてつくっていくという以上はですね、あまりに形式にこだわってですね、何もしないで、ただ黙って俺に付いて来いでは、なかなか新しい町はできないと思うのですよね。

そういう意味からもですね、今、おっしゃったようにですね、ともかくできるだけ皆さんのですね、意見を尊重しましてですね、今後の協議を進めて頂きたいと、こういうふうに考えます。

それとですね、本題に戻りますけれども、この間、私が申し上げたようにですね、経済と行政というものを分離してですね、新しいまちづくりをなさったらいかがですかということについてですね、私自身ですね、物の考え方は、私なりには、未だにですね、間違っているということは考えておりませんし、当然、この案についてはですね、賛成をしかねるというふうに考えております。

ただですね、新しいまちづくりですから、これから非常に時間もかかるということもですね、いろいろ考えましてですね、これからの約1年間ですか、順調にいつてですね。そういうことを考えればですね、いたずらにこの問題を引き延ばすのもいかがかなと、私なりに考えましてですね、この問題についてはですね、賛成もしないと。しかし反対もしないという立場をとらせて頂きます。

なおですね、ここで会長さんを始めですね、三役の方にですね、特にお願いしたいことはですね、新しい町というものができた場合にですね、一方が繁栄していつてですね、他方がですね、どんどん寂れていくというような惨めなまちになるということだけはですね、ぜひ、避けるようにですね、なお一層の努力をして頂きたいということですね、お願い申し上げて、私の発言を終わります。

議長（岡田和夫） それでは、ほかにご意見はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 他に意見がありませんので、お諮りをします。

協議第2号「新町の事務所の位置について」は、原案のとおり決定することに

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第2号については、原案のとおり決定されました。

[協議第3号 慣行の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第8、前回提案させて頂きました協議第3号「慣行の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

局長。

局長(金子隆司) 議案書の7ページをお開きください。

本協議案件につきましては、第2回協議会におきましても、提案説明させて頂いておりますことから、朗読をもって説明に代えさせて頂きたいと思っております。

協議第3号「慣行の取扱いについて」、次のとおり調整方針を定める。

- 1、町章、町民憲章については、新町において制定する。
- 2、町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。
- 3、名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。
- 4、開町記念式については、新町において調整する。
- 5、新年交礼会については、合併時に廃止する。とするものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 事務局より説明がありましたけれども、「慣行の取扱いについて」皆さん方のご意見等をお伺いしたいと思っておりますが、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見等がございませんので、協議第3号「慣行の取扱いについて」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第3号については、原案のとおり決定されました。

[協議第4号 地方税の取扱いについて(提案・説明)]

議長(岡田和夫) 次に、日程第9、協議第4号及び日程第10、協議第5号につきましては、本日は提案説明と致しまして、次回の協議会で協議を致します。

それでは、日程第9、協議第4号「地方税の取扱いについて」を議題と致します。  
事務局より説明致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第4号「地方税の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は8ページ、資料は1ページになります。

地方税につきましては、調整の対象となる税目が9税目がありますが、このうち、国民健康保険税につきましては、保険給付との関連がありますことから、合併協定項目22の6、「国民健康保険事業の取扱い」に含めまして、調整方針を提案させて頂きたく思いますので、ご承知おきを頂きたいと思っております。

地方税の取扱いを調整する上で、最も住民生活に影響を及ぼすのが税率であります。3町村におきましては、今回提案をさせて頂きました8税目のうち、入湯税を除く7税目につきましては、税率に差異がありませんことから、現行のと通りの税率とすることとしたところであります。

それでは、資料に従いまして、個々の税目について、差異のある点と調整方法につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、個人住民税であります。3町村で差異のある部分は、減免規定と納期であります。このため、減免規定につきましては、現行の規定が網羅されるよう、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合するものとしてあります。

また、納期につきましては4期制とし、各期の納期は、他の税目に係る納税額を含めた1期当たりの納付額の多寡など、納税者が納めやすい環境づくりに配慮しつつ、合併時まで調整するものとしてあります。

3ページをお開き下さい。

法人町村民税であります。減免規定に差異がありますことから、個人住民税と同様の趣旨で、幕別町の例により、合併時に統合するものとしてあります。

4ページの固定資産税につきましては、納期に差がありますが、4期制としながらも、各期の納期については、個人住民税と同様の趣旨で、合併時まで調整するものとしてあります。

5ページの軽自動車税につきましても、納期に差異があるため、合併時まで調整するものとしてあります。

次に、6ページの町村たばこ税につきましては、3町村ともに全く差異がありませんので、現行のとおりとするものとしてあります。

鉱産税につきましては、あまり聞き慣れない税かと存じますが、鉱物の掘採事業に対して課する税でありまして、幕別町、忠類村では条例が制定されておりますが、更別村では条例が制定されておられません。現在では課税実績はありませんが、税制上の制度として整えておくという意味合いから、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合するものとしてあります。

特別土地保有税につきましては、幕別町が都市計画法に規定する都市計画区域を有するため、免税点に差異がありますことから、幕別町の例により、合併時に統合するとするものであります。

なお、本税につきましては、地方税法の改正によりまして、平成 15 年度から取得分、保有分ともに課税停止となっているところであります。

7 ページをお開きください。

入湯税につきましては、税率及び課税免除の対象に差異がありますことから、税率は幕別町の例により合併時に統合することとし、課税免除は個人住民税と同様、現行の規定が網羅されるよう、合併時に再編することとするものであります。

国民健康保険税につきましては、先ほど申し上げましたとおり、別項目として調整することと致しております。

最後の申告受付につきましては、幕別町は 2 カ所、更別村及び忠類村は、それぞれ 1 カ所で受け付けを行っておりますが、現行のとおり新町に引き継ぐとするものであります。

なお、9 ページから 14 ページにかけましては、地方税の概要及び用語解説、15 ページには地方税の取扱いに関する法令、16 ページ、17 ページには先進事例を掲載してありますので、後ほどご覧を頂きたいと存じます。

議案書の 8 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- 1、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時までに調整する。
- 2、個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 3、法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4、鉦産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
- 5、特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 6、入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。
- 7、申告納付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

前段、申し上げましたように、これらに係る協議については、次回において協議致したいと思っておりますけれども、今の説明に関わって、ご質疑等がございましたら、



お受け致したいというふうに思います。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 更別の渡辺でございます。

地方税の取扱いについて、第1項目の町民税のところですね、固定資産税、軽自動車税の納期。合併時まで調整するということになっておりますけども、これは、いつ頃、事業をいつ頃に想定しておられるのか。

これがあまり遅くなりますと、住民の判断材料に架空分野が出てくると思いますので。これは、あまり合併ぎりぎりの段階になって出されると、支障が出るのではないかと思うのです。事務局側としては、いつの時期頃を想定して考えておられるのか、お聞き致します。

議長（岡田和夫） 事務局。局長。

局長（金子隆司） 次回の協議会におきまして、この調整方針の議決を頂きましたならば、その後、すぐに専門部会等で協議をしていくということと致しております。

議長（岡田和夫） よろしいでしょうか。

委員（渡辺春雄） はい。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

瀧澤委員。

委員（瀧澤太郎） 地方税の取扱いについて、3点ばかり確認して頂きたいと思えます。

この地方税、地方税法に基づき定めていることは、ご承知しております。その中で、税目等の関係の中で、1点目は3ページの法人町民税に関する質問、確認をさせていただきます。

この中の均等割の部分の中で、一つには上記以外ということの中で、均等割、税率6万円ということを出しております。この上記以外という事業所、また企業はどんなようなことなのか、伺いたしたいと思います。

また、この税率欄の中で、従業員50人超、50人以下の中で、空白欄が四つほどありますけど、当然、この中には数字は入ると思うのですが、課税の対象にならないわけではないと思うのですが、この辺のことを、ちょっと伺いたしたいと思います。

次のページ、4ページ、3、固定資産税の件に関して伺います。

ここに記載されている部分では、納期の部分が記載されているだけでありまして、ご承知のとおり固定資産税は、一つには土地、家屋、それと減価償却の三つがあるかと思えます。

この中で、当然、3町村が画一な部分だから記載されていないと思うのですが、当然、この三つの固定資産税の中には、免税点という措置がございます。

また、目度に関する評価の適正化を図る部分、または、減額の部分。そういった

ものがあるかと思えますけど、この中に記載されていない。また、今、資料の説明の中でも書かれていないということは、どういうことなのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

それと6ページなのですが、7番目、特別土地保有税の関係で、先ほどの説明の中では、保有分、取得分、これに関しては、15年度以降は廃止しますといったことで、それなら、どうして16年度以降の分はここで載せているのか。廃止されれば、別にここに記載しなくても、いいのではなかろうかという疑念を持つわけでございます。

以上、このことについて確認をさせていただきます。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） 今、専門部会の方から、詳しく答弁させていただきますけれども、まず、私の方からですね、細かい部分はたくさんございます。大きな調整方針が議決を頂ければですね、その後、煮詰めることが、いわゆる専門部会、分科会等々でございませう。

そういうことをご理解した上で、専門部会の方が来ておりますけれども、一つ、そういう状況にあるということだけ、ご承知おき頂きます。

税務部会長（久保雅昭） それではですね、ただ今、質問のありました、まず第1点目の、3ページの法人町村民税の関係のご質問ですけれども、まず、1点目の上記以外のものというものは、どういうものかというようなことだったと思えますけれども、まず、この上記以外の1段上のところを見て頂きますと、資本金等の金額が1,000万円以下で従業員が50人を超えるものについて、14万4,000円というふうに基準があります。

その下に、上記以外ということになりますけれども、これは1,000万円以下のもの従業員が50人以下、それから資本金のないもの例えば、商工会ですとか、あるいは土地開発公社、それから農業振興公社、こういったものが該当になるということで、それで上記以外というような表現になっております。

それから、2点目の法人の区分の関係でありますけれども、空欄の部分があるけれどもというお話なのですけれども、地方税法、あるいは、その条例の中で規定をされているわけなのですけれども、その示し方がですね、まず、1番上からいきますと、資本金等の金額が50億円を超え従業員が50人を超えた場合には、1号法人として360万円ですよ。

それから、2段目に書いてありますように、資本金等の金額が10億円を超え50億円以下、この場合には2号法人で210万円ですよ。

3番目に、資本金等の金額が10億円を超え従業員が50人以下の場合は、49万2,000円と。

そういうような、以下のこのような表現の仕方となっております。その表現に合

わせてですね、このような記入の仕方になったということでありまして、実際には、例えば、10億円を超える場合には、50人以下であれば49万2,000円ということになりまして、それは、その上の2段と当てはまるというような形にはなりませんけれども、条例、あるいは地方税法の表現と合わせて、こういう形で表現をさせて頂いたということでもあります。

それから、3番目の固定資産税の関係ですけれども、ここについては、土地、家屋、償却資産を所有している方に、固定資産税がかかるということで、免税点については、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円ということになっております。これについても、地方税法の中で定められておりますので、いずれの3町村みな同じということで、差異がないということで、表現していなかったということでもあります。

それから、次に、特別土地保有税の関係でありますけれども、委員のお話ありましたように、確かに15年度の税制改正におきまして、新たな課税は行わないというようなことになっております。ただし、これについては条例の附則の中で、新たな課税を当分の間、15年度以降は課税をしないという、当分の間というような表現になっておりまして、これについてはですね、経済情勢が変われば、またいつか、復活する可能性もあるというようなことで、条例としては、このまま整備をしておかなければならないということでもあります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） ほか、よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、説明内容についての質疑がないようでありますので、協議につきましては次回に行います。

#### [協議第5号 条例・規則等の取扱いについて（提案・説明）]

議長（岡田和夫） 次に、日程第10、協議第5号「条例・規則等の取扱いについて」、提案説明を致します。

局長。

局長（金子隆司） 協議第5号「条例・規則等の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は9ページ、資料は18ページからになりますが、まず、資料をご覧ください。

第2回協議会におきまして、合併の方式を新設合併とするということが決定されましたことから、新町発足時には3町村の条例・規則等は、すべてその効力を失うこととなりますので、新町において、新たに条例・規則等を制定する必要があります。

このため、新町における事務事業に支障を来さぬよう、各協議項目の調整方針に基づく条例規則等を作成し、これを、合併時に施行させるもの、一定の地域に暫定施行させるもの、合併後に逐次施行させるもの、の3種類に分類の上、適宜施行させることが必要となるものであります。

19 ページは、3 町村におけます条例等の制定状況を整理したものであります。

20 ページには、条例・規則等の取扱いに関する法令、21 ページには先進事例を掲載させて頂いたところであります。

議案書の9 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。

- 1、合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2、合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- 3、合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの。とするものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明につきましては、以上のとおりでありますけれども、協議第5号の説明内容等について、ご質疑があればお受け致しますが。

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、質疑がないようでありますので、協議につきましては、次回の協議会において行いたいと思います。

#### [ 第4回開催日について ]

議長(岡田和夫) 日程第11、「第4回協議会の開催期日について」につきましては、来月4月23日、金曜日、幕別町にて開催を致します。

詳しくは後日、ご案内を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私どもからの事項は終了致しましたけれども、この際であります、委員の皆さま方から、何かご意見等がございましたら、お受け致したいと思いますが。

ございますでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声あり)

#### [ 閉会 ]

議長(岡田和夫) それでは、本日の日程、すべて終了させて頂きました。ご協議を

頂きまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、第3回十勝中央合併協議会を閉会致します。

ありがとうございました。

14：20 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年4月14日

議長（会長）                      岡田 和夫

署名委員                            多田 順一

署名委員                            若原 輝男